

# 山口県青少年自然の家条例

昭和49年3月29日

山口県条例第三号

## (設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、野外活動、集団宿泊研修、青少年の交流等を通じて心身ともに健全な青少年を育成するため、青少年自然の家を設置する。

## (名称及び位置)

第二条 青少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県油谷青少年自然の家	長門市
山口県秋吉台青少年自然の家	美祢市
山口県十種ヶ峰青少年自然の家	山口市
山口県由宇青少年自然の家	岩国市

## (業務)

第三条 青少年自然の家は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青少年に対する自然の観察及び野外活動の指導に関すること。
- 二 青少年の集団宿泊研修又は団体宿泊研修に関すること。
- 三 青少年団体の指導者の研修に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、健全な青少年を育成するために山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当であると認める業務に関すること。

## (使用日及び使用時間)

第四条 青少年自然の家の施設の使用日及び使用時間は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施設の区分	使用日	使用時間
山口県油谷青少年自然の家	1月5日から12月27日までの日 (毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日を除く。)	午前零時から 午後12時まで
山口県秋吉台青少年自然の家		
山口県十種ヶ峰青少年自然の家		
山口県由宇 青少年自然の家	1月5日から12月27日までの日 (毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日(これらの日が国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日	午前零時から 午後12時まで
		午前9時から 午後10時まで

	イベントホール 控室 音楽室 交歓室	(以下「休日」という。)に当たるときは、これらの日後において最も近い休日以外の日を除く。)	
--	-----------------------------	---	--

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

#### (使用の許可)

第五条 山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は山口県由宇青少年自然の家の施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 一般宿泊室
- 二 集団宿泊室
- 三 研修室
- 四 創作室
- 五 イベントホール
- 六 控室
- 七 音楽室
- 八 交歓室
- 九 キャンプ場

#### (許可の制限)

第六条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 青少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。

#### (許可の取消し等)

第七条 教育委員会は、第五条の許可を受けた者又は山口県由宇青少年自然の家の施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者(以下「使用者」と総称する。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- 二 教育委員会の指示に従わないとき。

#### (弁償)

第八条 使用者は、青少年自然の家の施設又は器材器具を亡失し、又は損傷したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補填し、若しくは修理し、又は金銭をもつてそ

の損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

#### (指定管理者による管理)

第九条 青少年自然の家の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 第五条の許可をすること。
- 四 第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、教育委員会の承認を得なければならない。

3 指定管理者が青少年自然の家の管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

#### (指定管理者の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、青少年自然の家の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
  - 一 事業計画書の内容が、青少年自然の家を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を十分に發揮するとともに、青少年自然の家の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
  - 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 教育委員会は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

- 6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち青少年自然の家の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
- 7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
- 8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めることにより、その旨を公示するものとする。

**(指定管理者が講すべき措置)**

第十一條 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講すべき措置を明らかにしてしなければならない。

**(利用料金)**

第十二条 山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として收受させる。

- 2 利用料金は、別表に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

**(教育委員会による管理の業務の実施)**

第十三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて青少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により青少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、青少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受せざることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、山口県油谷青少年自然の家、山口県秋吉台青少年自然の家若しくは山口県十種ヶ峰青少年自然の家又は第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

**(その他)**

第十四条 この条例に定めるものほか、青少年自然の家の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第十二条、第十三条関係)

項	施設の名称	区分	単位	基準額		
一	山口県油谷青少年自然の家	宿泊を伴う使用	青少年 1日1人につき	160円		
			その他の者 1日1人につき	450円		
	山口県十種ヶ峰青少年自然の家	宿泊を伴わない使用	青少年 1日1人につき	50円		
			その他の者 1日1人につき	160円		
備考						
1 「青少年」とは、満25歳以下の者をいう。						
2 宿泊を伴う使用の場合の「1日」とは、午前10時から翌日の午前10時までをいう。						
3 19歳未満の者又は19歳以上の者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。						
4 学校教育法に規定する学校(大学を除く。)、主として19歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。						
二	山口県秋吉台青少年自然の家	宿泊を伴う使用	1日1人につき	450円		
		宿泊を伴わない使用	1日1人につき	160円		
備考						
一の項の備考1から4までは、この場合に準用する。						
三	山口県由宇青少年自然の家	一般宿泊室 専用使用	1日につき	7,330円		
		備考 県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の100分の50に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。				
		集団宿泊室 専用使用 宿泊する場合	1日につき	16,750円		
			午前9時から正午まで	2,630円		
			午後1時から午後5時まで	3,500円		

		合	午後 6 時から午後 10 時まで	4, 360 円
			午前 9 時から午後 5 時まで	6, 130 円
			午後 1 時から午後 10 時まで	7, 860 円
			午前 9 時から午後 10 時まで	10, 490 円
			延長料 1 時間につき	1, 100 円
			器具の使用	1 点又は 1 組 1 回につき 1, 300 円の範囲 内で知事が定める額

#### 備考

専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。

(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその時間が 1 時間未満であるときは、その端数の時間は、1 時間として計算する。

(二) 一の項の備考 4 及び一般宿泊室に関する部分の備考は、この場合に準用する。

研修室	専用使用	平日	午前 9 時から正午まで	1, 530 円
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 030 円
			午後 6 時から午後 10 時まで	2, 540 円
			午前 9 時から午後 5 時まで	3, 560 円
			午後 1 時から午後 10 時まで	4, 570 円
			午前 9 時から午後 10 時まで	6, 100 円
			延長料 1 時間につき	630 円
	休日等		午前 9 時から正午まで	1, 840 円
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 440 円
			午後 6 時から午後 10 時まで	3, 050 円
			午前 9 時から午後 5 時まで	4, 280 円
			午後 1 時から午後 10 時まで	5, 490 円
			午前 9 時から午後 10 時まで	7, 330 円
			延長料 1 時間につき	760 円
	器具の使用		1 点又は 1 組 1 回につき	1, 300 円の範囲 内で知事が定める額

#### 備考

専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。

		<p>ろによる。</p> <p>(一) 「休日等」とは、日曜日及び土曜日並びに休日をいう。</p> <p>(二) 一般宿泊室に関する部分の備考及び集団宿泊室に関する部分の備考の(一)は、この場合に準用する。</p>			
創作室	専用使用	平日	午前9時から正午まで	1, 560円	
			午後1時から午後5時まで	2, 070円	
			午後6時から午後10時まで	2, 600円	
			午前9時から午後5時まで	3, 630円	
			午後1時から午後10時まで	4, 670円	
			午前9時から午後10時まで	6, 230円	
			延長料1時間につき	640円	
	休日等		午前9時から正午まで	1, 880円	
			午後1時から午後5時まで	2, 480円	
			午後6時から午後10時まで	3, 100円	
			午前9時から午後5時まで	4, 360円	
			午後1時から午後10時まで	5, 590円	
			午前9時から午後10時まで	7, 470円	
			延長料1時間につき	770円	
	器具の使用		1点又は1組1回につき	1, 280円の範囲 内で知事が定める額	
<p>備考</p> <p>一般宿泊室に関する部分の備考、集団宿泊室に関する部分の備考の(一)及び研修室に関する部分の備考の(一)は、専用使用の場合に準用する。</p>					
イベントホー ル	専用使用	平日	午前9時から正午まで	2, 820円	
			午後1時から午後5時まで	3, 750円	
			午後6時から午後10時まで	4, 680円	
			午前9時から午後5時まで	6, 570円	
			午後1時から午後10時まで	8, 430円	
			午前9時から午後10時まで	11, 250円	
			延長料1時間につき	1, 170円	
	休日等		午前9時から正午まで	3, 390円	
			午後1時から午後5時まで	4, 500円	
			午後6時から午後10時まで	5, 620円	
	午前9時から午後5時まで		7, 890円		

				午後 1 時から午後 10 時まで	10, 120 円
				午前 9 時から午後 10 時まで	13, 510 円
				延長料 1 時間につき	1, 390 円
	器具の使用			1 点又は 1 組 1 回につき	6, 940 円の範囲 内で知事が定める額

#### 備考

専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。

(一) 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の 100 分の 150 に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。

(二) 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的としない催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じた額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。

(1) 1,000 円以上 2,000 円未満 100 分の 70

(2) 2,000 円以上 100 分の 100

(三) 練習又は準備のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。

(四) 一般宿泊室に関する部分の備考、集団宿泊室に関する部分の備考の(一)及び研修室に関する部分の備考の(一)は、この場合に準用する。

控室	専用使用	午前 9 時から正午まで	1, 720 円
		午後 1 時から午後 5 時まで	2, 290 円
		午後 6 時から午後 10 時まで	2, 860 円
		午前 9 時から午後 5 時まで	4, 010 円
		午後 1 時から午後 10 時まで	5, 150 円
		午前 9 時から午後 10 時まで	6, 870 円
		延長料 1 時間につき	700 円

#### 備考

一般宿泊室に関する部分の備考及び集団宿泊室に関する部分の備考の(一)は、この場合に準用する。

音楽室	専用使用	1 時間につき	730 円
	器具の使用	1 点又は 1 組 1 回につき	3, 010 円の範囲

				内で知事が定める額			
備考							
一般宿泊室に関する部分の備考は、専用使用の場合に準用する。							
交歓室	専用使用	平日	午前 9 時から正午まで	1, 850 円			
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 450 円			
			午後 6 時から午後 10 時まで	3, 070 円			
			午前 9 時から午後 5 時まで	4, 300 円			
			午後 1 時から午後 10 時まで	5, 520 円			
			午前 9 時から午後 10 時まで	7, 370 円			
			延長料 1 時間につき	760 円			
	休日等		午前 9 時から正午まで	2, 220 円			
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 950 円			
			午後 6 時から午後 10 時まで	3, 680 円			
			午前 9 時から午後 5 時まで	5, 170 円			
			午後 1 時から午後 10 時まで	6, 630 円			
			午前 9 時から午後 10 時まで	8, 850 円			
			延長料 1 時間につき	900 円			
	器具の使用		1 点又は 1 組 1 回につき	1, 300 円の範囲 内で知事が定める額			
備考							
一般宿泊室に関する部分の備考、集団宿泊室に関する部分の備考の(一)及び研修室に関する部分の備考の(一)は、専用使用の場合に準用する。							
キャンプ場	専用使用		1 日 1 区画につき	1, 250 円の範囲 内で知事が定める額			
	器具の使用		1 点又は 1 組 1 回につき	970 円の範囲内で 知事が定める額			
備考							
1 一の項の備考 4 及び一般宿泊室に関する部分の備考は、専用使用の場合に準用する。							
2 一の項の備考 4 は、器具の使用の場合に準用する。							